

○上野原市建設工事総合評価落札方式実施要綱

平成21年1月20日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札又は指名競争入札に該当する工事で、次の各号のいずれかに該当するものから選定するものとする。

(1) 公共工事の品質を確保するため、企業の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事

(2) その他市長が必要と認める工事

(総合評価落札方式の選定)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たっては、工事規模、技術的難易度及び特性に応じて、次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

(1) 特別簡易型 配置予定技術者の能力、企業の施工実績及び企業の信頼性・社会性、等客観的な項目により技術力の評価を行い、

価格と合わせて総合的に評価を行う方式

(2) 簡易型 前号の特別簡易型の評価項目に加え、施工計画に関する技術的所見等の提案を求め、技術力の評価を行い、価格と合わせて総合的に評価を行う方式

2 設計金額が5,000万円未満の入札を行う場合は、前項第1号の特別簡易型により行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(総合評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別に定める落札者決定基準によるものとする。

(総合評価委員会)

第5条 市長は、総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準及び技術審査等の中立かつ公正な審議を行うため、山梨県総合評価委員会（以下「委員会」という。）を活用するものとする。

(技術審査会の設置)

第6条 総合評価落札方式による入札執行の事務の審査を行うため、上野原市建設工事技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

2 技術審査会は、上野原市建設工事等指名業者選考会議の委員のほか、必要に応じて会長が指名する職員をもって構成し、会長は副市長、副会長は総務部長をもって充てる。

3 技術審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 総合評価落札方式を行うことの適否

(2) 総合評価落札方式の落札者決定基準の審査

(3) 入札参加者から提出される技術資料等に関する審査及び評価

(4) 落札者の決定に関すること

(5) その他総合評価落札方式による入札に必要な事項の審査

(入札方法及び審査)

第7条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この告示により実施するものとし、あらかじめ、実施対象工事の適否及び落札者決定基準について、技術審査会の審査を受けるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第8条 市長は、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、委員会の委員のうち学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から様式第1号により意見を聴かなければならない。

2 市長は、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、あらかじめ学識経験者から様式第2号により意見を聴かなければならない。

3 前2項の意見聴取は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2名以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

(落札者決定基準)

第9条 市長は、前条第1項の意見聴取を行った後、落札者決定基準を決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審査に付するものとする。

(評価結果の公表及び疑義照会)

第10条 市長は、落札者決定基準による価格以外の評価点を算定後、技術審査会の審査に付し、評価した結果を公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の公表がされた日から3日以内に、自らの価格以外の評価点について様式第3号により疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項の照会があったときは、様式第4号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審査に付するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正した場合は、修正した結果を公表するものとする。

(開札)

第11条 開札は価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

(落札予定者の決定)

第12条 落札予定者の決定は、別に定める落札者決定基準のほか、次の規定によるものとする。

(1) 入札が無効でない者

(2) 総合評価値の最も高い者。ただし、総合評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより決定するものとする。

(落札者の決定)

第13条 市長は、落札予定者の決定後、技術審査会の審議に付して落札者を決定するものとする。ただし、第8条第2項の規定により学識経験者の意見を聴く場合は、意見を聴いた後、技術審査会の審議に付して決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第14条 市長は、入札参加者に対し指名通知又は入札公告により次の事項を周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 市長が指定するすべての様式等を提出すること。

(3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。

(4) 落札者の決定方法

(5) 落札者決定基準に定める審査結果が公表されること。

(6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

第15条 入札参加者は、前条第2号の資料を入札参加資格確認資料の提出時にすべて提出しなければならない。

(施工計画の保護)

第16条 前条の資料のうち施工計画については非公表とし、内容の特定以外に提案者に無断で使用しないものとするが、以後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合については、この限りでない。

(総合評価に係わる資料の作成費用)

第17条 入札参加者が総合評価に係わる資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第18条 落札者の提示した施工計画は契約内容となるため、市長は当該工事の請負契約締結後、速やかにその項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認するものとする。この場合においてなお、請負者の責により施工計画どおり履行がなされていないと判断された場合は、請負者が提示した施工計画による効果と履行の状況を総合的に勘案したうえで、上野原市建設工事成績評定要綱（平成17年上野原市訓令第61号）に基づき、的確に工事成績に反映するものとし、工事の適正な履行の確保

及び履行の評価を行うものとする。

- 2 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除又は指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(入札実施における特例)

第19条 この告示に基づき入札を行うときは、次のとおり実施するものとする。

- (1) 申請書及び資料は、指定された場所へ持参するものとし、郵便等により送付されたものは受け付けない。
- (2) この告示に定めるもののほか、上野原市低入札価格調査実施要綱（平成21年上野原市告示第3号）の規定を適用する。

(公表等)

第20条 第10条第1項及び第3項の規定による公表は、総務部総務課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。この場合において、この告示に基づき入札参加者から提出された資料等の公表は行わないものとする。

- 2 前項の規定により総務部総務課において閲覧に供する場合は、閲覧者に事業所等の名称、住所及び氏名の記入の協力を求めるものとする。

(その他)

第21条 市長は、この告示の規定に基づく入札の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。